

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 台風による被害を予防するための費用は雑損控除の対象？

Q：毎年台風による被害が報道されています。そこで、わが家でも台風の被害を予防するため、屋根の補強と窓枠のサッシの取り替えを行うことにしました。

この費用は雑損控除の対象になりますか。

A：単に被害が予想されたことによって予防措置としての補強等をして、雑損控除の対象にはなりません。

#### 【解説】

雑損控除の対象となる災害関連費用として「まさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、住宅等に被害の拡大又は発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための支出」と、被害の発生防止費用が認められています。

この「被害の発生防止費用」は、切迫している被害の発生を防止するための応急措置に係る費用のように、その費用の支出の効果がその災害による被害の発生を防止することのみに寄与するものをいうものとされています。

被害の発生防止費用としては、次に掲げる支出で家屋の倒壊を防止するため、緊急に必要な措置を講ずるために支出した雪おろし費用等が挙げられます。

- (1)豪雪の場合において、家屋（生活に通常必要でない家屋及び事業用の家屋を除きます）の倒壊を防止するための屋根の雪おろし費用及び家屋の外周の雪の取除き費用
- (2)(1)に直接関連して必要となる雪捨て費用

